

委 託 契 約 書 (案)

長野県知事 阿部守一（以下「委託者」という。）と〇〇（以下「受託者」という。）は次の条項により、令和7年度おためしナガノ運営支援業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

2 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称

令和7年度おためしナガノ運営支援業務

(2) 業務の内容

令和7年度おためしナガノ運営支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、_____円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）

※「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 受託者は、契約保証金_____円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

2 委託者は、第7条第2項の規定により検査に合格し、委託業務完了報告書（成果品）の引渡を受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

※契約保証金の納付を免除する場合

第5条 契約保証金は、_____円とし、その納付は免除する。

2 受託者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付しなければならない。

（委託業務の処理方法等）

第6条 受託者は、この契約に定めるほか、仕様書及び公募型プロポーザルに提出された提案書（以下「提案書」という。）に基づき委託業務を実施しなければならない。

2 受託者は、前項に定めのない事項については、委託者の指示を受け、委託業務を実施しなければならない。

3 受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届出なければならない。

4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第7条 受託者は、令和8年3月31日までに委託業務完了報告書(様式第1号)を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に受託者の立ち合いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第8条 委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から支払請求書(様式第2号)を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(前払金)

第9条 委託者は、前条の規定にかかわらず、委託料の10分の3に相当する額の範囲内において、委託業務の実施に必要な費用の前払金を委託者に請求できるものとする。

2 受託者は、前項の前金払を請求する場合は、前金払請求書(様式第3号)を委託者に提出するものとする。

3 委託者は、前項の規定により受託者から適法な前金払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

4 受託者は、委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の4を超えるときは、受託者は、委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、前払金の使用状況からみて、返還することが著しく不相当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

6 委託者は、受託者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を超過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.6%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(関係書類の整備保存等)

第10条 受託者は、委託事業の実施に係る経費については、その内容を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、関係帳簿等を整備しなければならない。

2 前項の書類等は、委託事業の終了した日に属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間、保存しておかななければならない。

3 受託者は、第1項の書類を委託者の求めに応じて提出しなければならない。

4 前項に規定する書類の作成、提出に係る経費は受託者が負担するものとする。

(危険負担)

第 11 条 第 7 条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第 12 条 受託者は、成果品の引渡し後 1 年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第 13 条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第 14 条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第 15 条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第 1 項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(事情変更による契約の変更)

第 15 条の 2 委託者と受託者は、この契約の締結後において、市場価格の変動等により契約内容が著しく不相当となったときは、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、必要があると認めるときは、契約内容を変更することができるものとする。

(契約解除)

第 16 条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、第 3 条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第 16 条の 2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条第 1 項の規定により

措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第16条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第17条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに成果品を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は成果品を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第8条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第12条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第16条から第16条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

5 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

6 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第18条 受託者は、第16条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するかどうかを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第19条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第20条 委託者及び第14条ただし書きの規定により再委託を受け、又は請け負った者（以下「受託者等」という）は、この契約の履行に際し知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。またこの契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 21 条 受託者等は、委託業務の実施に関して知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせてはならない。

2 受託者等は、受託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」(別記)を遵守しなければならない。

(情報資産の取り扱い)

第 22 条 受託者は、本契約により取り扱う情報資産については別記「情報資産等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義の解決)

第 23 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(A) この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

(B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注] (A) は紙の契約書を作成する場合、(B) は電子契約を行う場合に使用する。

令和 7 年 月 日

委託者 長野市大字南長野字幅下 692 番地 2

長野県知事 阿部 守一 印

受託者 住 所

法人名

代表者職・氏名 印

個人情報取扱特記事項

1 特記事項

（個人情報の漏えいの禁止）

第 1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止）

第 2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

（個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄）

第 3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が記載された資料等（複写、複製したものを含む。）は、業務完了後速やかに返還又は廃棄しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（個人情報の目的外使用の禁止）

第 4 受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止）

第 5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

（再委託の原則禁止）

第 6 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（事故発生時における報告）

第 7 受託者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、委託者に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。

2 説明

(1) 個人情報の漏えいの禁止

委託契約によって知り得た個人情報の内容を漏えいすることを禁止するものである。従来の契約書には、「業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない」と規定する場合が多いが、ここでいう個人情報は、秘密にあたるか否かを問わず生存する個人に関するすべての情報をいう。

(2) 個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止

委託者から引渡された個人情報を滅失、改ざん及び損傷しないよう安全管理を義務づけるものである。なお、保管場所及び保管方法等にも留意するものとする。

(3) 個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄

委託を受けた業務を行う際に使用した個人情報が掲載された資料等の返還又は廃棄の義務を課したものである。この場合の取り扱う個人情報には、委託者から渡されたもの、業務を行うため受託者が自ら収集したものがある。

(4) 個人情報の目的外使用の禁止

委託を受けた業務を行う際に、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の目的外使用、第三者への提供を禁止するものである。

この場合の取り扱う個人情報には、委託者から渡されたもの、又は、業務を行うため受託者が自ら収集するものがある。

(5) 個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止

委託者から引渡された個人情報の複製及び複写を禁止するものである。

なお、業務の安全対策上、情報の二重化等により複写をする場合には、委託者の承諾を得て行うものとする。

(6) 再委託の原則禁止

個人情報を取り扱う業務について、原則として再委託を禁止するものである。

なお、保管場所及び保管方法等にも留意するものとする。

(7) 事故発生時における報告

委託を受けた業務を行う際に、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等の事故が起こった場合には、個人の権利利益が侵害される危険性が非常に高いため、直ちに報告し、委託者の指示に従う義務を課したものである。

情報資産等取扱特記事項

長野県情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産等（情報システム、電子計算機及びネットワークで取り扱うデータ、システムで出力される帳票等）について、次のとおり取り扱うものとする。
(情報資産等の漏えいの禁止)

第 1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た情報資産等の内容を他に洩らしてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(情報資産等の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第 2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された情報資産等を、滅失、改ざん及び破損してはならない。

(情報資産等の掲載された資料等の返還又は破棄)

第 3 受託者は、この契約による業務を行うため取り扱う情報資産等は、業務完了後速やかに返還又は破棄しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(情報資産等の目的外使用の禁止)

第 4 受託者は、この契約による業務を行うため、情報資産等を取り扱う場合には、情報資産等を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(情報資産等の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第 5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために、委託者から引き渡された情報資産等の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(職員等の義務の周知徹底)

第 6 受託者は、受託者の職員に対し、個人情報保護に関する法律第 67 条に規定する従事者の義務及び第 176 条から第 180 条に規定する罰則について、その周知徹底に努めるものとする。

(再委託の禁止)

第 7 受託者は、情報資産等を取り扱う業務は自ら行うものとし、他の者にその取り扱いを委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を受けたときは、この限りではない。

2 受託者は、前項の規定により委託者の承諾を受け再委託を行うときは、再委託先に対して、この情報資産等取扱特記事項に規定する機密保持義務を負わせるものとする。

(作業場所の特定)

第 8 受託者は、この契約により個人情報を取り扱う業務について、作業場所を特定しなければならない。ただし、委託者の承諾を得て特定した作業場所以外で作業を行う場合には、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第 9 受託者は、この業務を行うために取り扱う情報資産等の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなくてはならない。

(様式第1号) 第7条関係

委託業務完了報告書

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

所在地
名 称
代表者

令和 年 月 日付けで締結した委託契約により実施した令和7年度おためしナガノ運営支援業務が完了したので、委託契約書第7条の規定により報告します。

(添付書類)

- ・実施した業務の実績が分かる資料

(様式第2号) 第8条関係

委託業務委託料請求書

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

所在地
名称
代表者

令和 年 月 日付けで締結した令和7年度おためしナガノ運営支援業務に係る委託業務が終了したので、委託契約書第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

契約額	前金払済額	支払残額
A	C	A - B - C
円	円	円

振込先口座

金融機関・支店名	預金種別	口座番号	口座名義 (フリガナ)

(様式第3号) 第9条関係

委託業務前金払請求書

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

所在地
名称
代表者

令和 年 月 日付けで締結した令和7年度おためしナガノ運営支援業務に係る委託契約書第9条の規定により、下記のとおり前金払を請求します。

記

請求金額 金 円

契約額 A	今回前金払請求額 B	前金払済額 C	支払残額 A - B - C
円	円	円	円

振込先口座

金融機関・支店名	預金種別	口座番号	口座名義 (フリガナ)